

(別紙)

答 申
(答申第1号)

1 審査会の結論

荒尾市長(以下「実施機関」という。)が行った不開示決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人(以下「申立人」という。)が平成19年3月23日付けで荒尾市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき行った開示請求に対し、実施機関が平成19年4月4日付けで行った不開示決定の取消しを求めるといものである。

上記開示請求の対象は、申立人が管理する財産(以下「当該財産」という。)に対して第三者により申請された「固定資産評価証明書の交付申請書」(以下「本件対象文書」という。)である。

3 異議申立ての理由

申立人の主張する理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 市がその職務上取得した個人の情報は、本人又は本人の代理人のみが知ることができるはずであるが、今回申立人の全く関知していないところで当該財産に係る評価証明が発行されていた。

税務課からの説明では地方税法等に則った手続で発行されたということであるが、当該財産を管理する申立人には、「誰」が「何の目的」で発行したのか知る権利があると考えられるため、本件対象文書については全部開示すべきだと考える。

- (2) 最初に本件に関し税務課窓口にて説明を求めた際、申立人に理解できるような説明がされなかった。そのため、本件対象文書に基づく固定資産評価証明書発行手続に関して、何らかの不正があったのではないかという疑惑を抱いている。今回の異議申立てに関する審査は、市ではなく第三者機関にて行われるので、併せて手続が正しかったかどうか審査していただきたい。

4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求された本件対象文書のうち、文書作成日付、物件内容、証明書発行枚数、受付印等については部分開示も検討したが、そのいずれもが他の資料と照らし合わせることで本件対象文書の申請人の個人情報に繋がるため、本件対象文書全体が条例第7条第2号に該当すると判断した。

- (2) 本件対象文書の存在を明かすことが個人を特定させることとなるため、存否について回答すべきではなかったのだが、最初の窓口対応時に申立人より申請日付を限定して本件対象文書の請求があったため、存否応答拒否は採れなかった。
- (3) 本件対象文書は、郵便にて到着し、税務課税務係職員がその様式を確認し、併せて本件対象文書中の記入漏れ等無いことを確認した。その上で税務課課税係固定資産担当職員へ所有権について確認を行った後、正式な申請書として受け付け、固定資産評価証明書を即日交付した。

5 審査会の判断

(1) 本件不開示事由該当性について

本件対象文書は、当該財産に対して第三者によりなされた固定資産評価証明書の交付申請書である。当審査会が本件対象文書を見分したところ、申請者の住所、氏名、印影、物件内容、物件所有者名、受付印等が記載されている。これを公にすると、特定の個人が識別されるおそれがあると認められる。また、本件対象文書の一部の開示によっても、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがあると認められる。さらに、本件対象文書は広く一般人が知っている情報又は一般人が通常の方法で入手し得る情報とは言いがたいものであり、また、個人のプライバシーを犠牲にしてまで、なお開示する公益性の方が大きいとまでは解されないものであるため、条例第7条第2号ただし書ア及びイにも該当しないと認められる。

(2) 申立人によるその他の申立てについて

その他、申立人は、本件対象文書に係る固定資産評価証明書発行手続が正しかったかどうかを審査してほしい旨を述べる。この点については、当審査会に対する実施機関の説明の中でも、当該手続が適法になされたとの言及がなされたところであり、この点の説明に特段不自然な点があるとは認められない。しかし、当該証明書発行手続が適法になされたかどうかの判断については、当審査会の審査範囲を超えているため、これを行うことができない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の審議経過

当審査会の審議経過は、次のとおりである。

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成19年4月20日	異議申立書受理
平成19年5月24日	諮問書受理
平成19年6月19日	審 議 (第1回)
平成19年6月22日	申立人意見陳述申出書提出
平成19年6月27日	意見陳述付与に関する通知
平成19年7月 4日	申立人意見陳述及び実施機関の補足説明聴取並びに審議(第2回)
平成19年7月24日	審 議 (第3回)